

## エストニア選挙制度

## 1. 議会選挙

[1992年]

選挙法	Riigikogu valimise seadus
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	4年
選挙形式	選挙区で①個人クォータ②選挙区名簿ごとの票を集計÷クォータ、③全国区で比例代表制、拘束名簿式、修正ドント方式
投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	12選挙区。有権者数を101で割った数をクォータとし、各選挙区の投票者数をそのクォータで割った数。
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(選挙区名簿に名前のある候補者に登録番号で投票)
阻止条項	②、③で政党の得票が5%以上、供託金(議員給料の1/2)
少数民族条項	
その他	エストニア語能力が十分であると保証(20条3項)、供託金(議員給料の1/2)

[1995年]

選挙法	Riigikogu valimise seadus
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	4年
選挙形式	選挙区で①個人クォータ②選挙区名簿ごとの票を集計÷クォータ、③全国区で比例代表制、拘束名簿式、修正ドント方式。但し、②で個人クォータの10%の得票が必要
投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	11選挙区。有権者数を101で割った数をクォータとし、各選挙区の投票者数をそのクォータで割った数。
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(選挙区名簿に名前のある候補者に登録番号で投票)
阻止条項	③で政党の得票が5%以上、供託金(最低月給×2)
少数民族条項	
その他	エストニア語能力が十分であるとの保証(26条12項の1)、供託金(最低月給×2)

[1999年]

選挙法	Riigikogu valimise seadus
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	4年
選挙形式	選挙区で①個人クォータ②選挙区名簿ごとの票を集計÷クォータ、③全国区で比例代表制、拘束名簿式、修正ドント方式。但し、②で個人クォータの10%の得票が必要

投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	11選挙区。有権者数を101で割った数をクォータとし、各選挙区の投票者数をそのクォータで割った数。
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(選挙区名簿に名前のある候補者に登録番号で投票)
阻止条項	③で政党の得票が5%以上、供託金(最低月給×2)
少数民族条項	
その他	供託金(最低月給×2)

[2003年]

選挙法	Riigikogu valimise seadus
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	4年
選挙形式	選挙区で①個人クォータ②選挙区名簿ごとの票を集計÷クォータ、③全国区で比例代表制、拘束名簿式、修正ドント方式。②でクォータの0.75で1議席獲得。ただし個人クォータの10%以上の得票。③で個人クォータの5%
投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	12選挙区。有権者数を101で割った数をクォータとし、各選挙区の投票者数をそのクォータで割った数。
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(選挙区名簿に名前のある候補者に登録番号で投票)
阻止条項	③で政党の得票が5%以上、供託金(最低月給×2)
少数民族条項	
その他	供託金(最低月給×2)

[2007年]

選挙法 (下段は参照先)	Riigikogu valimise seadus <a href="https://www.riigiteataja.ee/ert/act.jsp?id=12850156">https://www.riigiteataja.ee/ert/act.jsp?id=12850156</a>
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	4年
選挙形式	選挙区で①個人クォータ②選挙区名簿ごとの票を集計÷クォータ、③全国区で比例代表制、拘束名簿式、修正ドント方式。②でクォータの0.75で1議席獲得。ただし個人クォータの10%以上の得票。③で個人クォータの5%
投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	12選挙区。有権者数を101で割った数をクォータとし、各選挙区の投票者数をそのクォータで割った数。
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(選挙区名簿に名前のある候補者に登録番号で投票)
阻止条項	③で政党の得票が5%以上、供託金(最低月給×2)
少数民族条項	
その他	供託金(最低月給×2)

## 2. 大統領選挙

[現行]

選挙法 (下段は参照先)	Vabariigi presidendi valimise seadus <a href="http://www.vvk.ee/vpseadus.html">http://www.vvk.ee/vpseadus.html</a>
選挙権/被選挙権	被選挙権：40歳以上の生まれながらのエストニア国民(2期連続で勤めた者は立候補できない)
任期	5年
選挙形式	①国会議員による間接選挙を3回まで実施。②①の過程で当選者がいない場合は、選挙人団による選挙。

## 3. 欧州議会選挙

[2004年以降(現行)]

選挙法 (下段は参照先)	euroopa parlamendi valimise seadus <a href="https://www.riigiteataja.ee/ert/act.jsp?id=12760449">https://www.riigiteataja.ee/ert/act.jsp?id=12760449</a>
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	5年
選挙形式	拘束名簿式比例代表制。ドント方式。
投票率・得票率計算方法	投票率は投票箱に投じられた投票用紙数を登録有権者数で割って算出。得票率は有効投票数で算出。
選挙区	全国区のみ
選挙区の定数の範囲	なし
投票方法	単記記名(政党リストないし立候補者の登録番号を記入)
阻止条項	
少数民族条項	
その他	供託金